|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| （部会の設置）  第２条　審議会に次に掲げる部会を置く。  　一～三　略  　四　医薬品適正販売対策部会  ２　略  （所掌）  ４　医薬品適正販売対策部会は、医薬品の適正な流通と使用を確保するために、医薬品の現状を把握し、課題の整理・分析を行い、医薬品の流通から使用段階における安全性確保及び従事者の資質向上を図るための施策を審議する。  附則  この要領は、平成30年　月　　日から施行する。 | （部会の設置）  第２条　審議会に次に掲げる部会を置く。  　一～三　略  　四　登録販売者資質向上対策部会  ２　略  （所掌）  第４条　１～３　略  ４　登録販売者資質向上対策部会は、大阪府内で医薬品販売業務に従事する登録販売者の資質向上を図るため、具体的な研修実施体制及び研修内容等の資質向上対策について審議する。  附則  この要領は、平成25年５月14日から施行する。 |

大阪府薬事審議会部会設置規程　新旧対照表

資料４－２

（第２条第１号及び第４条第４項）（案）